



『民法典』が企業に与える影響について

——人格権編

今回、成立した『民法典』において、条文を最も多く新設した部分は、人格権編である。中国には今まで、人格権に関する単行法がなかったため、これは民法典の重大な革新だと言える。経済が持続的に発展している中、人格権の明確及び保護に対する要求はますます高まっている。

本稿においては、人格権編のうち、代表的な条項について、簡単に分析する。

一、生命権、身体権及び健康権について

最も注目されるのは「セクハラ」に関する規定である。本質を言えば、「セクハラ」は身体権の侵害に属する。「セクハラ」という言葉は最初『**婦人権益保護法**』に使われ、主に女性に対するの保護に限られていた。今回、民法典では「セクハラ」に関する条項を単独に設け、これまでの法律の限界を改善した。また、それは法律により、社会的な懸念への回答になると考えられる。

法律原文：

第 1010 条 他人の意志に反して、言葉、文字、映像、身体の動きによる等の方式で、他人にセクハラを行った場合、被害者は法に基づき、行為人に対し民事責任を負うよう請求する権利を有する。 機関、企業、学校等の単位は、合理的な予防、通報の受理、調査処理等の措置を取り、職権、従属関係等を利用したセクハラの実



施を予防、制止しなければならない。

企業への助言:

会社内部「セクハラ」の予防及び処分システムを構築し、法律の要求に対応する。
長期的に見れば、会社の内部管理及び好ましい発展にメリットがあると考えられる。

二、氏名権と名称権について氏名権と名称権について

今回、法律で下記の内容を明確に定めた。法人・非法人組織は法律に基づいて、**自己の名称を使用し、変更し、譲渡し、または他人に使用を許可することができる。**如何なる組織や個人も**干渉・盗用・偽造等の方法による侵害をしてはならない。**社会で**一定な知名度のある屋号や名称に対する保護規定**について、これまでは知的財産法及び不正競争防止法に散見されていたが、現在、民法典では屋号や名称の略称に対しても、名称と同等の保護を与えている。

法律原文:

第 1017 条 社会で一定の知名度を有するペンネーム、芸名、ネットネーム、屋号、氏名及び名称の略称などが他人に使用され、公衆に混同されやすい場合には、氏名や名称と同等の保護を受ける。

企業への助言:

権利に対する保護の強化により、企業ブランドの構築に対して、深い意味をもたす



ことができる。企業は**名称や屋号等の戦略展開を強化できる。**

三、肖像権について

『民法典』は肖像権の保護について、「**識別可能**」を基準として選択した。従って、**顔以外の特徴も肖像権の保護範囲に属する。**また、**自然人の声にも肖像権の規定が準用される**ことを明確にした。

法律原文：

第 1021 条 当事者は肖像使用契約の肖像使用条項に対しての理解について、争いがある場合、肖像権者に利するように解釈しなければならない。

第 1022 条 第 1023 条 氏名等の使用許可には肖像使用許可に関する規定を準用する。自然人の声の保護には肖像権保護に関する規定を準用する。

企業への助言：

マスコミ企業はニュースを発表する際、その内容の確認について、一層の注意をする必要があると考えられる。

四、名誉権及び荣誉権について：

信用社会の育成に向けて、個人の信用はますます重みをもつようになる。これはは個人の名誉に関わるものと考えられる。強制執行を受けた債務者を信用喪失リストに



記載するなど法運用の手段としても利用されている。それに伴って、**個人情報等の情報保護及び利用**に関する問題も出てきた。

法律原文：

第 1030 条 民事主体と信用調査機構等の信用情報処理者の関係には、本編の個人情報保護に関する規定及び他の法律、行政法規の関連規定を適用する。

企業への助言：

マスコミ企業はニュースを発表する際、その内容の確認について、一層の注意をする必要があると考えられる。

五、プライバシー権及び個人情報保護について：

インターネット時代では、個人情報の提供、及びその利用に関する許可が必要とされる場合が増えてきた。最近、新型コロナウイルスの影響を受けて、**個人の健康状態も提供される情報となった**。個人のプライバシーに関する情報の保護は、**主に相手側に義務を設定する形で**なされる。

法律原文：

第 1033 条 法に別段の規定があるか、または権利者から明確な許可を得た場合を除き、如何なる組織や個人も下記の行為をおこなってはならない：



- (一) 電話、メッセージ、リアルタイムの通信手段、電子メール、パンフレットなどの手段で他人の私生活の安寧を侵害すること
- (二) 他人の住宅やホテルルームなどのプライベート空間に進入し、それを撮影し、たり窺視すること
- (三) 他人のプライベート活動を撮影し、窺視、盗聴し、それらを公開すること
- (四) 他人身体の私的な部分を撮影し、窺視すること
- (五) 他人の私的な情報を処理すること
- (六) その他の方法で他人のプライバシー権を侵害すること

企業への助言:

大量の個人情報を収集、使用する必要がある企業にとっては、**情報処理に関するコスト及び要求**は、高くなると考えられる。

A&Z Law Firm

20 Floors, 2001-2002 Building 2, Jing'an Kerry Center

1539 Nanjing West Road,

Shanghai, 200040 P.R.China

Tel.: +86-21-5466-5477

Fax: +86-21-5466-5977

■Shanghai ■Dalian ■Beijing ■Wuhan ■Tokyo

Wechat ID: ligeHello

Wechat ID: laodonghegui



里格律师事务所
A&Z LAW FIRM

